

レジュメ

2023年6月17日

日本保険学会関西部会報告

保険法の生命保険信託への準用等と信託法の生命保険契約への準用等
～生命保険契約と生命保険信託の対比から～

弁護士 安田 和弘

0. はじめに

(1) 受益の意思を要しない契約としての保険契約と信託契約の共通性

保険契約と信託契約とは、自らのためにする契約として締結することももちろん可能であるが、第三者のためにする契約として締結することも一般的に想定されている契約類型であり、いずれの契約を規律する法令（保険契約につき保険法、信託契約につき信託法）においても、当該契約による利益を受ける者について、当該契約を締結する者（保険契約における保険契約者および保険者、信託契約における委託者および受託者）とは独立した存在として定義され（損害保険契約における被保険者、傷害疾病定額保険契約および生命保険契約における保険金受取人、信託契約における受益者）、その有する権利義務についての定めが設けられている。

また、損害保険契約における被保険者、傷害疾病定額保険契約および生命保険契約における保険金受取人ならびに信託契約における受益者については、民法537条の第三者のためにする契約における受益者と異なり、受益の意思表示を要しないものとされている

(2) 生命保険信託の概要

明確な定義は存在しないが、一般的に、生命保険契約（本検討では、保険法38条において定義される死亡保険契約を生命保険契約と表記することとする。）に基づく保険金請求権が主たる信託財産となっている信託を生命保険信託と称している。

例えば、自らを被保険者かつ保険金受取人とする生命保険契約を締結した保険契約者が委託者として受託者との間で信託契約を締結し、当該生命保険契約の保険金受取人を当該信託契約の受託者に変更した場合における当該信託契約に基づく信託は生命保険信託にあたる。

生命保険契約では、その利益を享受する主体は形式的にも実質的にも保険金受取人であるが、生命保険信託が設定された場合には、信託財産となる保険金請求権を生じさせる根拠となる生命保険契約による利益を享受する主体は、形式的には生命保険契約における保険金受取人となる生命保険信託の受託者であるものの、実質的には生命保険信託の受益者であることとなる。

1. 生命保険信託の活用の想定例

信託では、信託行為（典型的には信託契約）において、受益者の定め方や信託財産から受益者への財産の払い出し方法等について相当に柔軟に定めることができるほか、受益者を指定・変更する権利を有する者を定めることもできる。

生命保険信託の活用方法としては、例えば、以下のようなものが想定できる。

以下の活用例では、いずれも生命保険契約のみだけでは実現することができない保険契約者の意図の実現が可能となっている。

〔活用例①〕

未成年の子Bのひとり親であるAを保険契約者兼被保険者とする生命保険契約の保険金請求権を信託財産とし、受益者をBとする生命保険信託を設定し、Bが成人する前に保険事故が発生した場合には、保険金の支払を受けた信託財産からBに対し、Bの生活に必要な額の金銭を定期的に払い出す旨と、入学金等のまとまった額の支出が必要となった場合にはそれを賄える額の金銭をその都度払い出す旨を定める

<実現される意図>

保険金全額の支払をいちどきに受けることで、Bが保険金を浪費してしまうことを防止したいというAの意図

[活用例②]

互いに高齢の夫婦の夫Cを保険契約者兼被保険者とする生命保険契約の保険金請求権を信託財産とする信託を設定し、妻Dを第1順位の受益者として、Dの生存中に保険事故が発生した場合には、保険金の支払を受けた信託財産からDに対し、Dが入居する高齢者施設への支払に必要な額の金銭を定期的に払い出す旨と、医療費等のまとまった額の支出が必要となった場合にはそれを賄える額の金銭をその都度払い出す旨を定めるとともに、Cの出身大学を運営する学校法人Eを第2順位の受益者として、Dが死亡した時をもって、Eのみが受益者となる旨を定める

<実現される意図>

Dの生活に不自由が生じないようにするとともに、保険金のうちDのために使用されなかった部分について、Dの相続人ではなく、Eに取得させたいというCの意図

[活用例③]

2人の子G（Gには未成年の子Jがいる）およびHの親であるFを保険契約者兼被保険者とする生命保険契約の保険金請求権を信託財産とする信託を設定し、Jが高校卒業後3年以内に医学部に進学した場合にはJを受益者とするが、Jが高校卒業後3年以内に医学部に進学しなかった場合にはGとHを受益権の取得割合50%ずつの受益者とする旨を定める

<実現される意図>

孫Jが医師になることを期待しているFとして、Jの医学部への進学による経済的負担の軽減を図りたいという意図と、Jが医師になりそうにない場合には、2人の子GとHとを平等に取り扱うことにしたいという意図の2つの意図

2. 生命保険信託の有無により生じ得る法的効果の差異と法の適用等に関する検討

上記の各活用例のように、生命保険信託を利用することで、保険金の実質的な帰属先や受領方法等について、生命保険契約のみでは実現することができない意図の実現が可能となる一方、生命保険信託が利用されることで、以下に見るような当事者の意図しない差異が生じ得ることが想定される

(1) 実質的な利益帰属主体を変更する際の被保険者の同意の要否

【想定例 1 - 1】

Aを保険契約者、Aの妻Bを被保険者、保険金受取人をA B間の子であるC、P生命保険会社を保険者とする生命保険契約が締結されている。
その後、Aは保険金受取人を前妻との子Dに変更したいと考えるに至った。

【想定例 1 - 2】

Aを保険契約者兼保険金受取人、Aの妻Bを被保険者、P生命保険会社を保険者とする生命保険契約が締結されるとともに、Aを委託者兼受益者指定権者、Cを受益者、Q信託銀行を受託者とする信託契約が締結され、Bの同意を得て、保険金受取人が受託者たるQ信託銀行に変更されている。
その後、Aは受益者を前妻との子Dに変更したいと考えるに至った。

【想定例1－1】において、Aが保険受取人をCからDに有効に変更するためには、Bの同意が必要である（保険法45条）

【想定例1－2】において、Aが受益者をCからDに変更するにあたっては、法令を形式的に適用する限り、信託契約においてBの同意があることがAによる受益者の変更の効力発生要件とする旨の定め（このような定めを設けることは法的に求められていない。）が設けられていない限り、Bの同意は不要

∴ 信託の受益者が変更されたとしても、生命保険契約における保険金受取人は信託の受託者であるQ信託銀行のままであり、保険金受取人の変更は生じていない

⇒ 生命保険信託の受益者の変更にあたって、被保険者の同意は不要でよいのか

[私見]

- 保険法45条が保険金受取人の変更には被保険者の同意を要するものとする趣旨は、被保険者の死亡により利益を得ることとなる新たな保険金受取人が誰であるかを踏まえて道德危険等につき被保険者に具体的に判断させることにあると解されるどころ、生命保険信託が設定されている場合には、被保険者の死亡により実質的に利益を受ける者は、保険金受取人となっている生命保険信託の受託者ではなく、生命保険信託の受益者であるから、受益者が変更されるに際しては、新たに受益者となる者が誰であるかを踏まえて道德危険等につき被保険者に判断させることとしなければ保険法45条の趣旨が没却されてしまう
 - 生命保険信託の受益者の変更には被保険者の同意が不要であるとするならば、生命保険信託を用いることによって保険法45条を空文化することができてしまう
 - 生命保険信託の受益者が変更されたことが保険法58条1項3号に該当するとして、被保険者に解除請求権が認められる可能性はあるが、保険金信託の受益者が変更されたことを被保険者が認識できる制度的保証はない
- ⇒ 生命保険信託には保険法45条が適用ないし準用され、生命保険信託の受益者を変更するにあたっては、その保険金請求権が信託財産となっている生命保険契約の被保険者の同意を要すると解すべき

(2) 実質的な利益帰属主体による権利の放棄の効果

【想定例 2 - 1】

Aを保険契約者、Aの妻Bを被保険者、Aの2人の子CおよびDを保険金受取人（受取割合はCが60%、Dが40%）、P生命保険会社を保険者とし、死亡保険金を5,000万円とする生命保険契約が締結されている。
Bが死亡した後、Cが保険金請求権を放棄した。

【想定例 2 - 2】

Aを保険契約者兼保険金受取人、Aの妻Bを被保険者、P生命保険会社を保険者とし、死亡保険金を5,000万円とする生命保険契約が締結されたうえで、Aを委託者兼受益者指定権者、Aの2人の子CおよびDを受益権者（受益権取得割合はCが60%、Dが40%）、Q信託銀行を受託者とする信託契約が締結され、保険金受取人を受託者たるQ信託銀行に変更されている。
Bが死亡した後、Cが受益権を放棄した。

【想定例 2－1】では、Bの死亡後にCがその保険金請求権を放棄したことにより、P生命保険会社のCに対する死亡保険金支払義務は消滅し、（Bが死亡した場合にP生命保険会社から計5,000万円の死亡保険金が支払われるに足りる保険料をAが支払っているにもかかわらず）P生命保険会社はもう1人の保険金受取人であるDに対し、死亡保険金の40%に相当する2,000万円を支払うべき債務のみを負うこととなるとするのが、過去の裁判例（※）に照らした帰結である。

※ 大阪高裁平成27年4月23日判決（判時2283号171頁）は、保険契約者兼被保険者の死亡後に、保険金受取人が保険金請求権を放棄した場合、保険金請求権は確定的に消滅し、他の者（保険契約者を含む。）が保険金受取人となることはないとする。

【想定例 2－2】では、Bの死亡後にCがその受益権を放棄すると、信託法99条2項により、Cは当初から受益権を有していなかったものとみなされるため、Cが有するはずであった40%の受益権について受益者が指定されていない状態となり、受益者指定権者であるAは、Cが有するはずであった40%の受益権を有することとなる受益者を新たに指定することが可能である。

当然ながら、P生命保険会社は受託者たるQ信託銀行に対し、死亡保険金5,000万円全額を支払うことになる。

〔両想定例間にこのような差異が生じることは認め得るものであるか〕

両想定例間に生じる差異を端的に表現するならば、

「生命保険契約を締結しただけで生命保険信託を利用しない場合には、保険金受取人と定められた者がその権利を放棄することによる利益を享受するのは保険者となり、生命保険信託を利用している場合には、受益者と定められた者がその権利を放棄することによる利益を享受するのは生命保険信託の信託行為の定めに基づいて定められた者となる」

ということになる。

これは

「保険金受取人に指定された者が保険金請求権を放棄することで、自らが支払った保険料の全部ないし一部がムダになるリスクを避けたいのであれば、生命保険信託を利用する必要がある

というに等しく、生命保険信託を利用する意義を過剰に高めるものである。

⇒ 両想定例間にこのような差異が生じることは明らかに不合理であって、このような差異が生じないような解釈が模索されるべきである（解釈による解決ができないならば、法の不備として立法による解決を待つしかないこととなる）

〔私見〕

- 信託における受益者の場合と同じく、保険金受取人は受益の意思表示をすることなく保険金受取人としての権利を取得していることからすると、権利（債権）の放棄は、通常は、債務の免除の意思表示（民法519条）にあたり、債権の消滅事由となるものであるが、保険金受取人による保険金請求権の放棄についてみると、その実質は自らが保険金受取人として受益することを拒否するものであって、保険金請求権の債権者として債務者たる保険者の保険金支払債務を免除する意思を含むものではないと解することができ、保険金受取人による保険金請求権の放棄をもって債務免除の意思表示であると捉えなければならない理由はない。
 - 保険金受取人による保険金請求権の放棄の意思表示と、受益者による受益権放棄の意思表示とは、ともに受益することを拒否する意思表示ともいうべきものである点で共通性を有している。
 - 保険金受取人による保険金請求権の放棄の意思表示の効果について保険法では明文の規定がない一方で、受益者による受益権の放棄の意思表示の効果については、信託法99条2項において、当初から受益権を有していなかったものとみなす旨が定められている
- ⇒ 生命保険契約において保険金受取人が保険金請求権を放棄した場合の効果については、信託法99条2項を準用ないし類推適用し、その者が保険金請求権を有していなかった、すなわち保険金受取人ではなかったものとみなすと解すべき

[生命保険契約において保険金受取人が保険金請求権を放棄した場合の効果については、信託法99条2項を準用ないし類推適用し、その者が保険金受取人ではなかったものとみなすと解した場合、保険金受取人とされていた者が有するはずだった保険金請求権は誰に帰属することとなるか]

私見を前提とすると、【想定例2-1】について、Bの死亡後にCがその保険金請求権を放棄した場合には、Cは保険金受取人ではなかったこととなるが、Cが有することとなるはずであった保険金請求権を有することとなる者が誰であるかを定める必要がある。

保険金受取人が保険金請求権を放棄した場合に、その者にかわって保険金請求権を有することとなる者としては、生命保険契約（約款）に、契約締結後に保険金受取人と定められた者が存在しなくなった場合に関する定めが設けられているならばその定めに従うこととなろうが、そうした定めがない場合には、

- i) 新たに保険契約者が指定した者（=Aが指定した者）
- ii) 一部について保険金受取人となっている者（=D）
- iii) 保険契約者（=A）

がその候補として挙げられる。

[私見]

- i) については、保険契約者による保険金受取人の変更について、「保険事故が発生するまでは」可能であると定める保険法43条1項に照らして認め難い。
 - ii) については、保険金受取人として指定されている者が1名である場合にその者が保険金請求権を放棄したときの取扱を別途定めなければならないうえ、保険金受取人として指定されている者全員が保険金請求権を放棄した場合と、保険金受取人として指定されている者の一部のみが保険金請求権を放棄した場合とで一貫性のない帰結となるため妥当ではない。
 - 契約により利益を受けることとされていた第三者が存在しなくなったときは自らのためにする契約とする意思であったと捉えること以上に契約当事者の合理的な意思に合致すると認めることができる解釈を見出すことは困難である。
- ⇒ 生命保険契約（約款）に、契約締結後に保険金受取人と定められた者が存在しなくなった場合に関する定めがない場合において、保険金受取人が保険金請求権を放棄したときは、保険金受取人が有することとなるはずであった保険金請求権を保険契約者が有することとなると解する
- * 【想定例2-1】では、保険金受取人と定められたCが保険金請求権を放棄したことにより、Aが3,000万円（保険金額5,000万円の60%）、Dが2,000万円（保険金額5,000万円の40%）の保険金請求権を有することとなる。

【結論】

- ◎ 生命保険信託における受益者の変更には保険法45条が適用ないし準用され、生命保険信託の受益者を変更するにあたっては、その保険金請求権が信託財産となっている生命保険契約の被保険者の同意を要する

- ◎ 生命保険契約における保険金受取人による保険金請求権の放棄には信託法99条2項が準用ないし類推適用され、その者は保険金受取人ではなかったものとみなされるとともに、保険金請求権を放棄した保険金受取人が有するはずであった保険金請求権は、契約締結後に保険金受取人と定められた者が存在しなくなった場合に関する定めが生命保険契約（約款）に設けられているならばその定めに基づいて保険金請求権が帰属することとされる者、そうした定めが設けられていないならば保険契約者が有することとなる